

No.	項目	ご質問事項	回答
1	仕様書4 業務の範囲 (1)支援対象	「福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業」により支援している企業のうち機構が別途指定する企業とされておりませんが、おおよその程度の事業者数を想定されているのでしょうか？	<p>・<b>おおよそ10社～20社の範囲で想定しています</b> 毎年、30件前後の新規テーマが採択され、過年度採択テーマと合わせて支援しておりますが、本事業における「資金調達に関するニーズ」の発生する企業数は上記程度、引き合わせ実施回数は20回程度と想定しています。</p> <p>(参考)R3年度の資金調達に関する支援実績 対象企業:10社、金融機関との引き合わせ:17回</p>
2	仕様書4 業務の範囲 (2)業務内容	①同内容のセミナーを2回実施することとされておりますが、同内容とは講師や資料も含めて同内容ということでしょうか？テーマは同じでも講師や資料を変えてもよろしいのでしょうか？	<p>・<b>講師や資料も含め同内容を基本としますが、変えることも可です</b> 地域復興実用化開発等促進事業は、過年度においては年二回採択が行われています。そのため、採択時期の異なる対象事業者に対し、2回に渡り、財務戦略に係る基本的な知識等の提供を行っていただく趣旨です。 ただし、必ずしも講師・資料等を同一に制限するものではなく、一回目の内容も盛り込んだ上で、更に対象事業者にとって必要な知識・ノウハウ等を提供することは差し支えありません。</p>
		①財務戦略に係る基本的な知識の普及について A.セミナーの時間数に指定もしくは下限/上限はあるか B.セミナーはオンラインか C.オンラインの場合、実施場所に指定はあるか	<p><b>A～Bについて、下記の通りです。</b> A. 実施時間の指定や上限/下限はありません。対象事業者が必要と思われる内容を盛り込んでいただき、事業者の過度な負担とならない時間で検討してください。 B. 指定はありませんが、コロナ禍の時勢に鑑み、オンライン開催も積極的に検討いただけると幸いです。 C. オンライン開催の場合、浜通り地域等に拠点を有する事業者であることを考慮した浜通り地域での開催、もしくは福島市内を主に想定しています。</p> <p>なお、あくまでご参考となりますが、過年度には福島市内の会場を用意し、希望する事業者と金融機関との相談会を実施しています。</p>
		② 県内金融機関又はVC/CVCとの引き合わせ について A. 「金融機関やVC CVCと資金調達等について相談したい意向のある支援先企業」は、貴機構から指定されるものと理解してよいか B. 支援先企業との打ち合わせはWEBツールを使用しての打ち合わせでもよいか C. 金融機関やVC/CVCへは、受託者は貴機構からの業務委託を受けて事業者を支援していることを明らかにしてよいか D. 支援先企業は同席せず、受託者と金融機関やVC/CVCとで事前/個別打ち合わせすることは想定されているか E. 想定されている場合、それは「想定する引き合わせ件数:延べ20回」に含まれるか	<p><b>A～Bについて、下記の通りです。</b> A. ご認識の通りです。なおその他、上記のセミナー等を通じて、事業者から直接ご相談があった場合などは、機構と情報共有の上、ご対応をお願いする場合があります。 B. 可能です。事業者からの直接面談の希望がある場合、または受託者が面談の方が良い場合等を除き、事業者の意向により選択してください。 C. 本事業の趣旨や、事業の受託者であることを明示して下さい。 D. 必要に応じて実施も可能です。引き合わせの実施を業務内容としておりますが、事業者の時間的負担の軽減や、スムーズな引き合わせ実施のための事前/個別の打ち合わせは必要と想定しています。 D. 「事業者と金融機関との引き合わせ」で20回を想定しています。したがって、前記Dの回数は含まれませんので、ご承知おきください。</p>
		④ 業務に付随する事項 について ・「業務実績報告書」に記載する項目に指定はあるか	<p><b>必要最低限として、下記については記載して下さい。</b> ○事業全体のスケジュールと実施結果 ○セミナー ・各回の実施状況(参加対象企業、講師、テーマ、アンケート結果、実施実施結果の総括) ○金融機関との引き合わせ ・対象事業者、引き合わせした金融機関 ・各回の引き合わせ内容、結果として示された課題、ネクストアクション等 ○事業実施の総括 ・事業実施により得られた効果、改善すべき点等</p>
3	仕様書4 本業務の範囲 (3)実施体制等 について	A. ア「実施責任者」は平日常勤である必要があるか B. ア「実施担当者」は平日常勤である必要があるか C. ア「実施責任者」「実施担当者」は福島県以外に住む当協会の会員(中小企業診断士)でもよいか D. 県外に住む当協会会員でもよい場合、居住地からの旅費を費用に見積もってよいか	<p><b>A～Bについて、下記の通りです。</b> A. 必ずしも常勤である必要はありませんが、事業者からの問い合わせや依頼に対応できるよう、連絡体制を整えてください。 B. 上記Aと同様です。 C. 事業者との打ち合わせや金融機関との引き合わせ等に支障が無いのであれば、事業実施の効果の観点等の理由により、県外在住者も可能です。 D. 可能です。必要な出張回数を想定のうえ、旅費を計上して下さい。</p>